

平成 23 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	中小企業者等の法人税率の特例		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 財源確保と合わせ、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早急に引き下げる。（当分の間）</p> <p>・特例措置の内容 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げが認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、68 の 8、租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2 において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号		
減収見込額	（初年度） 27,680 （ 19,030 ） （平年度） 27,680 （ 15,812 ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であって、多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等の法人税の軽減税率を引き下げる。 「平成 22 年度税制改正大綱」において、「その早急な実施に向けて真摯に検討」することとされており、また、2009 年衆院選時の「民主党マニフェスト」では、「中小企業の法人税率を 18%から 11%に引き下げ」、2010 年参院選時の「民主党マニフェスト」では、「中小企業向けの法人税率の引き下げ（18% 11%）」とされている。</p> <p>（2）施策の必要性 平成 19 年 8 月のいわゆるサブプライム危機に端を発し、平成 20 年 9 月のリーマン・ブラザーズ・ショックを契機とする国際的な金融資本市場の混乱に伴って、日本経済においても、景気の下降局面が長期化・深刻化するおそれが高まる中、経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業の経営基盤の強化を図る観点から、平成 21 年度税制改正において、軽減税率が本則税率の 22%から 18%に引き下げられたところ。 我が国において地域経済の柱となり、雇用の大半を担っているのは中小企業であることから、その活性化や競争力向上を図ることが重要。このため、財源確保と合わせ、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早急に引き下げる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化
	政策の達成目標	厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当分の間
	同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。
	政策目標の達成状況	本特例による経営基盤の強化により、中小企業の資金繰りは改善の兆しが見え始めてきた。しかし、依然として厳しい状況が続いているため、本特例は、引き続き必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	全ての中小企業者等が適用対象となる。(平成20年度では、資本金1億円未満の中小企業は、256万7919社あり、そのうち28.28%の72万6325社が利益法人。) 過去5年間の適用件数 平成16年度：826,065件、平成17年度：828,816件、平成18年度：849,017件 平成19年度：831,108件、平成20年度：726,325件 (出典)「会社標本調査」(国税庁)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	軽減税率の引き下げにより、初年度において、2,200億円程度の実質GDP押し上げ効果が発生する。(三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる試算)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営基盤の強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では7割を超える赤字企業に対して、将来黒字化した際に、法人税負担が軽減され、利益幅が大きくなるという「夢」を与え、企業活動の活性化に資するものであり、実際、本特例を将来の経営判断を行う上で考慮している税制として挙げている欠損法人や利益のない法人が相当割合存在する。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。 また、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の法人の法人税率に差異を設けた制度であることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっている。
ページ		

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【減収額試算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度（法人税率 22% 18%）： 190.3 億円 ・平成 22 年度（法人税率 18%）： 158.1 億円（経済産業省試算）
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>事業年度の所得の金額が 800 万円以上の中小企業者等の場合、法人税率 22% から 18% への引下げに伴う法人住民税の軽減金額は、約 5.5 万円。</p> <p>30% の税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額は、約 16.6 万円となり、当該金額のキャッシュフローが生じるため、客観的に資金繰りの改善等の効果が確認できる。（なお、事業年度の所得の金額が 800 万円未満の中小企業者等の場合であっても、所得の金額に比例した法人税の軽減により、資金繰りの改善等の効果が発生する。）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 創設（軽減税率 18%、所得区分 800 万円以下） ・平成 22 年度 税制改正要望において、「個人事業主への課税とのバランスに留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早期に引き下げる。」として、要望。政府税制調査会での数次に亘る議論を経て、税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日）において、「我が国において地域経済の柱となり、雇用を大半を担っているのは中小企業です。こうした中小企業を支えることは、税制にとっても重要な課題の一つです。このため、租税特別措置の見直しに当たっても、中小企業にはできる限りの配慮を行います。また、公益法人などに対する税率との均衡等も勘案しつつ、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、中小法人に対する軽減税率を引き下げることが必要です。これについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討します。」と結論。
<p>ページ</p>	<p></p>